

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 法人成りと青色申告

Q : 今年の2月に、個人で営んでいた雑貨小売業を廃止し法人を設立、その後、その法人から不動産の貸付けによる不動産所得を有しています。

法人を設立する以前の事業所得については、青色申告の承認を受けていましたが、不動産所得について、改めて青色申告の承認申請をしなければならないのでしょうか。

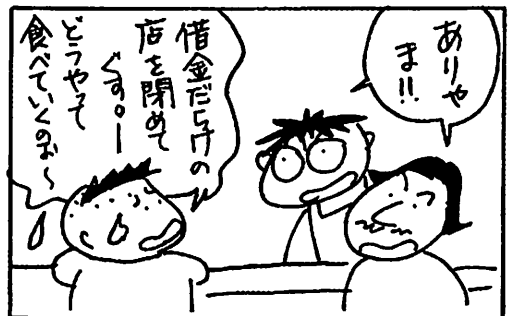
A : 改めて申請をする必要はありません。

【解説】

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者は、青色申告をすることができます。青色申告書提出の承認は、不動産所得のみ又は事業所得についてのみといった所得の種類について、承認されるわけではありません。また、承認を受けている業務を廃止した場合には、廃止した年の翌年から効力を失うこととなります。

したがって、事業所得について青色申告の承認を受けており、事業廃止後直ちに不動産所得を生ずる業務を開始していたような場合には、改めて不動産所得について青色申告の承認申請の手続きをする必要はなく、その年分の事業所得及び不動産所得のいずれの所得についても、青色申告書を提出することができます。

ご質問の場合、事業所得を生ずべき業務は廃止されていますが、青色申告の効力が存属している年内に、不動産所得を生ずべき業務を開始していますので、改めて青色申告の承認申請をすることなく青色申告ができます。



KIMIYO-I